

関税法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 本年3月11日に百里飛行場の供用が開始され、国際航空路線が開設されることに伴い、同飛行場を税関空港に指定することとする。(別表第2関係)
- 2 この政令は、平成22年3月11日から施行することとする。